

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求職（取扱職業のうち家政婦（夫）、のみ）の申込みを受理した場合は、
受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき 660円（消費税相当分を含む。）を求職者から

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、
3件分を超えては申し受けません。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 成功報酬 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は求人者とします。 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担 は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後、1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は求人者とします。

【在宅サービスをご利用の場合】

個人家庭で雇用され、介護、家事、育児等の作業に従事する者が、労働者災害補償保険に特別加入する場合は、当該保険の第2種特別加入保険料に充てるべき額を求人された方から徴収します。	支払われた賃金の0.55% （消費税相当分を含む。）に相当する額。 手数料負担者は求人者とします。
---	---

上記手数料は消費税が含まれています。

許可番号 32-ユ-010005

事業者の名称及び所在地 有限会社 ケアサービス松江
島根県松江市北堀町211番地